

茨城工業高等専門学校作業環境測定の実施に関する細則

平成17年9月28日  
制 定

(趣旨)

第1条 この細則は、茨城工業高等専門学校作業環境測定の実施に関する規程第9条の規定に基づき、作業環境測定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(測定の実施)

第2条 作業環境測定は、労働安全衛生法その他の関係法令に基づき、安全衛生委員会の方針に基づき実施するものとする。

(試料の分析)

第3条 作業環境測定時にサンプリングした試料の分析は、物質工学科棟3階機器分析実験室及び物質工学科棟2階ICP測定室において行うものとする。

(測定機材の保管・管理)

第4条 作業環境測定に必要な機材は、本校共通経費で整備するものとし、物質工学科棟3階機器分析実験室において保管・管理するものとする。

(作業環境測定士の確保)

第5条 校長は、本校の教職員の中から作業環境測定士資格取得者（以下「資格取得者」という。）に作業環境測定を行わせる自社測定の体制を整えるため、当該作業環境測定士に要求される高度な知識及び技術並びに作業量を勘案し、常時2名（教員1名、技術職員1名）の作業環境測定士を確保するものとする。

2 作業環境測定士の資格を取得する測定分野は、本校における実験室等の現状及び受験に係る負担を考慮し、分野ごとに分担することもある。

3 校長は、作業環境測定士の資格取得に関し、安全衛生委員会に推薦又は申し出のあった者のうちから、当該委員会において必要と認めた者に当該資格を取得させるものとする。

4 前項の資格取得に要する費用（受験料及び講習会受講料並びにそれらに伴う旅費をいう。）は、本校が負担するものとする。

(資格取得者の職務に対する配慮)

第6条 資格取得者の職務に対しては、その測定実績に基づき、予算措置が可能な範囲で研究費等の増額配分に配慮するものとする。

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、作業環境測定の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この細則は、平成17年9月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年5月23日から施行し、平成19年4月1日から適用する。